

船舶事故調査報告書

令和3年10月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年11月27日 10時00分ごろ
発生場所	熊本県上天草市湯島北東方沖 湯島灯台から真方位048° 2.7海里（M）付近 （概位 北緯32° 38.2′ 東経130° 22.3′）
事故の概要	漁船第三えびす丸は、北東進中、また、プレジャーボート貴順陽号は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年12月10日、主管調査官（長崎事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第三えびす丸、4.9トン NS3-406814（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート 貴順陽号、5トン未満（長さ6.18m） 293-26147熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 船尾部外板に破口、オーニング支柱の脱落
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aが、1人で乗り組み、船首浮上による死角を補う目的で操縦席前の踏み台に立ち、天井窓から顔を出して遠隔操舵により操船し、約10ノットの対地速力で北東進中、船首方の釣り船を避航した後、前方に他船を見掛けなかったため、前方に他船はいないと思い、僚船の操業場所をレーダーで確認しようとして踏み台から下りてレーダーのレンジ切り換えや感度などの調整を行っていたところ、A船の船首部とB船の船尾部とが衝突した。 B船は、船長Bが、1人で乗り組み、船首を東方に向け、右舷船尾部に座って南方を向き、釣りに没頭しながら漂泊していたところ、右舷船尾方50m付近にB船に向けて接近するA船を初認し、立って手を振り、大声で叫んだものの、A船と衝突した。
分析	A船は、船首浮上による死角が生じた状態で北東進中、船長Aが、前方に他船はいないと思い、踏み台から下りてレーダーの調整に意識を向け、航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 船長Aは、船首方の釣り船を避航した際、前方に他船を見掛けな

	<p>ったことから、前方に他船はいないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、漂流中、船長Bが、釣りに没頭して漂流を続けたことから、接近するA船に気付くのが遅れ、立って手を振り、大声で叫んだものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が船首浮上による死角が生じた状態で北東進中、B船が漂流中、船長Aが、前方に他船はいないと思い、踏み台から下りてレーダーの調整に意識を向けて航行を続け、また、船長Bが、釣りに没頭して漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型漁船の船長は、航行中、目視による見張りの妨げになるような航海計器の調整に意識を向けることなく、常時、適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 小型漁船の船長は、船首浮上による死角が生じた状態で航行中、前路に航行の支障となる他船はいないと思わず、天窓から顔を出すなど死角を補う見張りを行うこと。</li> <li>・ 小型船の船長は、漂流して釣りをを行う際、釣りに没頭することなく、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> </ul>